

神奈川県議会議員 青山圭一

議会ニュース 秋季1号

2012年9月議会にて質問した内容が、2013年度当初予算に反映されました。

死因究明推進費 9,900万円計上

その質問及び答弁内容を下記にご報告いたします。

《死因・身元調査法への対応と地域の医師との連携は?》

青山圭一議員質問要旨

第1の質問として、死因究明の推進に係る警察の対応について伺う。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、いわゆる死因・身元調査法が成立した。これにより警察署長は、取り扱う死体の死因を明らかにするために、体内の状況を調査する必要があると認めるときは、検査を医師に行わせる。さらに、法医学に関する専門的知識や経験を有する者の意見を聞く必要があると特に認めるときは、解剖を医師に行わせることができることになった。つまり、死因究明の推進について、警察は非常に重要な使命を新たに課せられたことになる。この新しい使命への対応、また、既存の取り組み強化のために警察内の必要な人員、設備等の体制を十分に整える必要がある。

そこで、警察本部長に伺う。死因・身元調査法の成立に伴い、今後どのように対応していくのか。また、死因究明に協力してもらう地域の医師との連携について、どのように考えているのか、併せて伺う。

《指導の徹底と法医学の知見がある地域の医師と連携強化へ》

警察本部長答弁要旨

死因・身元調査法の成立に伴う警察の対応について答弁する。

いわゆる死因・身元調査法は、警察等が取り扱う死体について死因を明らかにし、犯罪死の見逃しを防止するため、検査や解剖等に関して必要な事項を定めたものである。この法律では解剖するに当たり、警察署長が法医学に関する専門的な知識や経験を有する医師等の意見を聞く。死因を明らかにするため、特に必要があると認めるときは解剖を実施することができるとされており、医師等との緊密な連携が必要となる。

県警察では、来年（平成25年）4月1日の法律の施行に向け、警察署長や刑事課長等に対する指導と教養を徹底するとともに、医師等との連携を強化していく。また、これまで検死室の設置や検死を補助する装置の整備等、検死体制の充実と強化を図ってきた。この法律に基づく業務推進のため、必要となる検査資器材や解剖費用等の経費について、関係部局と調整の上、適切に措置していく。

次に、死因究明に向けた地域の医師との連携についてである。

現在、県警察では、大学の法医学教室の教授や監察医の他、地域の医師数名に死体の検案をお願いしている。地域の医師というのは、過去に大学の法医学教室の教授であった方、監察医の経験のある方、厚生労働省で実施している死体検案研修を修了した方等、いずれも法医学の知見のある医師に積極的にご協力をいただいている。こうした方々にご協力をいただくことは、死因究明、犯罪死見逃し防止等の観点から大変有意義だと考えている。今後、相互の連携強化に努めていく。

≪死因究明可能な医師を確保するための取り組みと監察医制度のあり方は？≫

青山圭一議員質問要旨

第2の質問は、死因究明推進のための体制についてである。

先般成立した死因究明等の推進に関する法律では、基本方針として、死体の検案及び解剖の実施体制の充実が定義されている。地方公共団体は、基本理念に則して、死因究明等の推進に関し国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有する。

本県では、終戦直後から横浜市においてのみ監察医制度が置かれてきた。言いかえると、横浜市以外では監察医制度は導入されておらず、制度的には県内で不揃いな状況となっている。本県の平成23年度の解剖率は36.2%。これは全国平均の11.0%を大きく上回り、高い水準となっている。理由は、横浜市のみを限定して実施しているとはいえ、本県では監察医制度を行っている現状が結果に表れているからだろう。しかし、その実態は、一部の医師に解剖業務が集中しており、今後の継続性を考えると好ましい状況ではない。

我が国の解剖率は諸外国と比べると、まだまだ低い状況にある。犯罪による死の見逃し防止に向けて、検案や解剖等の体制を強化すべきであり、そのためには地元警察署や近隣で円滑に死因の究明ができるよう、検案や解剖ができる医師等の人材を充実させていくことが重要であると考える。

そこで、保健福祉局長に伺う。死因究明推進法の趣旨を踏まえ、県内各地で検案や解剖を行うことができる医師等の確保をどう認識し、そのための今後の取り組みをどう考えているのか。また、本県では、監察医制度について、制度そのもののあり方を検討していると仄聞している。今後の監察医制度のあり方について、検討スケジュールも含めて伺う。

≪監察医制度の見直しを検討≫

保健福祉局長答弁要旨

死因究明推進のための体制について答弁する。

死因が明らかでない遺体について、その原因を究明することは、犯罪死の見逃し防止等に有効であるだけでなく、社会不安の解消や公衆衛生の向上にも資する。よって、検案や解剖を行う医師の充実に向けての取り組みは、有意義だと思われる。しかしながら、人の命を助けたいという思いで入学する医学生が大多数の中、卒業後の臨床研修の義務化や勤務先が限られる等の理由から、解剖医や法医学を志す医師が少ないのが現状である。

このような中で、いわゆる死因究明推進法の趣旨を踏まえ、死因究明を行う医師等の人材育成や資質向上のための施策が国において検討されている。県としてはその動向を注視しながら、何ができるかを検討していく。

次に、監察医制度についての現状を説明する。

この制度は、県内の横浜市内のみに適用されている。死因が明らかでない遺体を遺族の承諾なしに解剖することができる制度だ。一方で、いわゆる死因究明2法の中の1つである警察等が取り扱う死体の死因又は身元調査に関する法律でも、警察署長の権限により死因究明のため、遺族の承諾なしに解剖することができることになった。このことから、この法律が施行されれば、監察医制度の存在意義も薄れると考えられる。そこで、監察医制度そのものの見直しの検討を進めている。

検討に当たっては、警察本部等、関係機関と調整をしながら、神奈川県監察医委員会の中でそのあり方について議論をする。死因究明2法の施行状況を見定めた上で、方向性を決めたいと考えている。

≪地元医師と保健福祉局、県警との協議を年内に行うべき≫

青山圭一議員再質問要旨

保健福祉局長、警察本部長にそれぞれ伺う。

答弁では具体的なスケジュールについて示されなかった。残念である。

現在、本県における監察医は5名。地元で検案について協力していただける医師は、県内に7名いらっしゃる。平成22年度中に本県の監察医が取り扱った件数は5,086体。このうち検案を行った遺体は3,317体、解剖を行った遺体は1,769体となっている。さらに、解剖遺体1,769体のうち、5名いる監察医の1人が1,718体を扱い、その割合は全体の約97%を占める。別の2人の監察医が残りの3%を扱い、さらに他の2人はここ数年、検案、解剖を行っていないと思われる。これが本県の現状である。また、検案、解剖ができる医師の充足に向けた取り組みも、十分な体制が組まれ、着実な取り組みがなされているとはとても言い難い状況である。

こうした状況を憂い、本県の死因究明の推進に向け、自分たちの地域で検案ができる体制をつくりなくてはならないと考えている医師が、川崎市にいる。川崎市内で発生した死体の取り扱いは、基本的には市内で完結させたい、と言われている。横浜市の一部の医師のみに大きな負担がかかっている本県の状況は、私も変えていく必要があると考える。検案体制の強化を求める医師と保健福祉局、県警が、具体的な方策を検討する機会をできるだけ早く実現させなくてはならない。できれば年内を目途に協議を行うべきである。保健福祉局長、警察本部長の見解をそれぞれ伺う。

《関係者と協議へ》

保健福祉局長答弁要旨

検案、解剖ができる医師の充足に向けた協議を進めるべき、という質問に答弁する。

死因究明2法を受けて、県内の検案や解剖の体制を強化する必要があり、全県的に死因究明体制が充足されることを望ましいことだと考える。関係者と協議を行う考えである。

《できるだけ早く地域の医師等と連携強化へ》

警察本部長答弁要旨

県警察としては、法医学の知見のある地域の医師にご協力をいただくことは、死因究明等の観点から大変有意義だと考えている。例えば、川崎市内で発生した死体の検案が川崎市内で完結できれば、他の地域の検案医の負担軽減にもつながる。県警察としては、地域における検案体制づくりの協議に積極的に参加し、できるだけ早く地域の医師等と連携強化を図っていきたいと考えている。

《まずは川崎から医師の養成を Aiセンター設立も視野に》

青山圭一議員意見・要望要旨

神奈川県では、横浜市においてのみ監察医制度がある。そのため、横浜市内の監察医には、県内各所から過去の様々な事案についての取り扱い死体の検案、解剖が委ねられる。神奈川県警の死体取り扱い数は、資料によると、平成23年度は1万3,288人、平成22年度は1万2,936人。また、神奈川県で行われた解剖の総数は、平成23年度は4,804人、平成22年度は4,463人となっている。

こうした状況の中、先般、国会において死因・身元調査法と死因究明推進法が成立した。死因・身元調査法の成立により死因を明らかにするために必要があると認められる場合には、警察署長が検査や解剖を行うことができることになった。警察には死因究明の推進について、非常に重要な使命が新たに課せられたことになり、これに応えていくために、警察内において人員や体制を十分に備えていく必要がある。

次に、死因究明推進法の制定に伴う体制整備のあり方についてである。

新たな法律が施行されれば、監察医制度の意義は薄れる、と神奈川県が認識していることがわかった。また、現在、本県及び県警察は、特定の監察医に仕事が集中している状況については、好ましく

ないと考えており、犯罪死の見逃し防止には、解剖医の増加や育成等が今後の課題であるとも認識しているようだ。常識的に考えて、解剖総数の約97%を1人の監察医が負担しているこの現状は、是正しなくてはならない。

次に、地元警察に対して検案を協力する医師についてである。

現在、県内に7名いらっしゃる。そのうち私の地元、川崎市においては、2名の医師の協力がある。協力していただける医師の数が非常に少ない現状は、結果として、警察の治安業務にも支障をきたすことにつながると思われる。実際に、私の地元である多摩区において、地区担当警官、刑事課刑事、鑑識係官らが情報収集、報告書作成等に奔走し、横浜の監察医まで遺体に同行することがある。場合によっては、数時間の検案待ちの後、検案に立ち会うこともある。担当者は1体当たり数時間から半日、署を空けるため、その間の刑事課は、本来の捜査活動に穴を開けることになる。さらに、同日、数体の取り扱い死体が発生した場合には、刑事課機能に影響が及ぶだけでなく、勤務明けの刑事への超過勤務という形で、さらなる負担をかけることになる。

加えて、遺族に対する経済負担の問題も起こる。例えば、川崎市北部で異状死体として取り扱われると、川崎市北部から横浜市の監察医までの葬儀業者に対する往復の運搬料、監察医に対する検案料や検案文書代等の支払いが発生する。解剖がなくても7万円前後の費用がかかり、さらに承諾解剖となれば、10万円ほど追加請求されると言われている。

こうしたことを念頭に、明らかに病死や事件性なしと考えられるケースでは、地域警察署管内に警察医とは別枠で、検案研修等を習得した警察に協力する医師を登録しておき、近隣の警察に協力する医師が、所轄警察署の遺体安置所で一通りの検案作業をするべきである。この時点で、検案医や主治医が疑問に思った場合には、横浜監察医へ検案依頼するなり、尿の薬物検査をする。さらに必要であれば、Ai（死亡時画像診断）を活用し、監察医の負担軽減と検案精度の向上につなげる。

死因究明に係る人材の養成をするためにも、今回は言及していないが、今後、Aiセンターの必要性も高まってくるであろう。いつまでも横浜市に置かれている監察医にばかり頼るのではなく、まずは川崎市内である程度検案をすべきである。児童虐待の判別や体表面からではわからない死因究明向上のためにも、検案並びに死亡診断の重要な一翼を担うAiセンターを設立すべきであると考える。

最後に、横浜市以外の地域から、まずは川崎からでも、検案ができる地域警察に協力ができる医師を養成すべきである。早期に川崎市の医師と保健福祉局、県警察とで協議を行う旨の回答が先程あった。取り組みを是非とも宜しくお願ひしたい。

青山圭一プロフィール

1966年生まれ 神奈川県立生田高等学校卒業
中央大学法学部卒業 会計事務所勤務
平成6年4月 衆議院議員 公設第二秘書
平成19年4月 川崎市議会議員 3期目当選
(3期連続第一位で当選)
平成23年4月 神奈川県議会議員初当選(第二位)

主な役職 神奈川県議会 産業労働常任委員会委員
地方分権・行財政改革特別委員会委員



県政についてご意見、ご要望等お気軽にご連絡下さい。
青山圭一事務所 214-0038 多摩区生田7-6-11-2

電話  044-930-1357

FAX  044-930-1358